

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
別表第 2（第34条関係） <table border="1" data-bbox="152 528 1081 624"><tr><td data-bbox="152 528 826 624">法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定 に基づく条例の制定及び改廃</td><td data-bbox="826 528 1081 624">平泉町</td></tr></table>	法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定 に基づく条例の制定及び改廃	平泉町	別表第 2（第34条関係） <table border="1" data-bbox="1155 528 2085 624"><tr><td data-bbox="1155 528 1830 624">法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定 に基づく条例の制定及び改廃</td><td data-bbox="1830 528 2085 624"><u>陸前高田市及び平</u> 泉町</td></tr></table>	法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定 に基づく条例の制定及び改廃	<u>陸前高田市及び平</u> 泉町
法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定 に基づく条例の制定及び改廃	平泉町				
法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定 に基づく条例の制定及び改廃	<u>陸前高田市及び平</u> 泉町				
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

- この条例は、平成31年 7 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の屋外広告物条例第 5 条第 3 項、第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定により知事に対してされた許可の申請に係る事務については、この条例による改正後の屋外広告物条例別表第 2 の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
。
- 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。